

# 2 市役所での申告の受け付け

2/3(月)  
3/17(月)

## ■申告受付期間および受付時間

2月3日(月)～3月17日(月) ※土・日曜日、祝日を除く  
9:00～11:30、13:00～16:00

## ■受付会場

市役所福間庁舎2階 大会議室  
市役所津屋崎庁舎3階 301会議室

## ■問い合わせ

市税務課(福間庁舎) ☎43・8117



▲市役所福間庁舎



▲市役所津屋崎庁舎

土地・建物や株式を売った人 配当や先物取引があった人 これらの損失を繰り返す人 **ご注意ください!**

**市役所ではこれらの相談を受け付けておりませんので、税務署に直接申告してください。**

また、青色申告・贈与税・相続税・消費税についても税務署で申告してください。  
ただし、青色申告については2月17日(月)～3月12日(水)までは、市役所(福間庁舎のみ)で税理士による相談ができます。

## ■税務署職員・税理士による申告相談受付

青色申告および消費税の申告については、次の日程で税務署職員や税理士による申告相談を受け付けます。ぜひ、ご利用ください。  
なお、青色申告および消費税の申告はこの期間以外は市役所で受け付けできませんので、ご注意ください。

### 【税務署職員による相談受付】

**受付期間** 2月21日(金)～2月25日(火)  
※土・日曜日を除く  
**受付時間** 9:00～11:30  
13:00～16:00  
**受付会場** 市役所福間庁舎2階 大会議室

### 【税理士による相談受付】

**受付期間** 2月17日(月)～3月12日(水)  
※土・日曜日を除く  
**受付時間** 9:00～11:30  
13:00～16:00  
**受付会場** 市役所福間庁舎2階 大会議室

# 3 香椎税務署での申告の受け付け

2/7(金)  
3/17(月)

## ■申告の受付・相談会場開設期間および受付時間

2月7日(金)～3月17日(月) ※土・日曜日、祝日を除く  
9:00～16:00

## ■日曜日の申告相談日および受付時間

2月23日(日)・3月2日(日)  
9:00～16:00

※いずれも税務署の駐車場は利用できません。  
公共交通機関を利用ください。

## ■問い合わせ

香椎税務署 ☎092・661・1031 〒813-8681 福岡市東区千早6-2-1

### 郵送でも受け付けます

所得税の申告書を自分で記入した人は、税務署に郵送で提出することができます。

# 税の申告



市県民税・所得税の確定申告の時期が近づいてきました。申告は期限内にお願いします。  
なお、災害に強いまちづくりのため、平成26年度から市県民税が年額1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられます。  
また、復興特別所得税として平成25年分から所得税額×2.1%が所得税に加算され、併せて課税されます。

# 1 還付申告はふくとびあが便利です

1/27(月)  
1/28(火)

毎年還付(税が返金)になっている人は、還付申告センターへお越しください。  
税務署職員・税理士が受け付けます。早い時期の申告なので、還付金の振り込みも早くなります。  
※還付申告の際には、源泉徴収票や領収書・証明書・印鑑などが必要です。

## ■申告会場・受付期間

- ①福津会場 ふくとびあ健康プラザ  
1月27日(月)～1月28日(火)
- ②宗像会場 メイトム宗像(宗像市)  
2月4日(火)～2月7日(金)

## ■受付時間

9:30～11:00、13:00～15:00



▲ふくとびあ健康プラザで受け付け

### ※注意

還付申告センターでは、事業などの収入がある人、土地・建物・株式を譲渡した人、贈与・相続の相談は受けておりませんので、ご注意ください。

## ■問い合わせ

香椎税務署 個人課税第1部門 ☎092・661・1031

①福津会場 1月27日(月)～1月28日(火)



②宗像会場 2月4日(火)～2月7日(金)



自宅のパソコンから

# 確定申告ができます!



インターネットに接続した自宅などのパソコンから国税庁ホームページにアクセスすることで、自宅で所得税の確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、

- ①プリンターで印刷して添付書類と一緒に税務署へ郵送
- ②e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用してインターネット経由でデータを送信

のいずれかの方法で提出すれば、申告会場まで出向く必要がありません。

待ち時間も無くてとても便利です。ぜひ、利用してみませんか?

問い合わせ

香椎税務署 〒813-8681 福岡市東区千早6-2-1 ☎092・661・1031

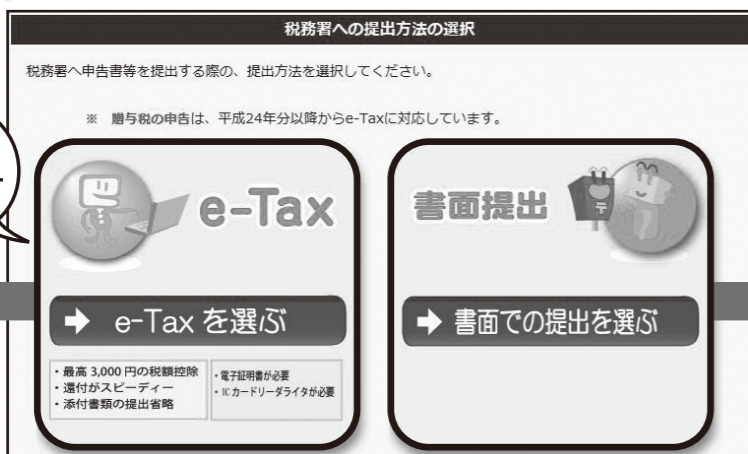


「国税庁」を検索

国税庁 検索

「確定申告書等作成コーナー」をクリック

申告書の提出方法を選びます



必要事項を入力後、データを送信  
※事前に必要な機材の準備・登録作業が必要です

必要事項を入力後、プリンターで印刷して添付書類と一緒に税務署へ郵送



## 所得税の確定申告と市県民税の申告について

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納税する申告納税制度を採っています。所得金額などを正しく計算し、期限内に申告してください。

所得税がかからない人でも市県民税の申告をする必要がある場合があります。市県民税の申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい算定ができない場合があります。

また、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出を要しないこととなっています。ただし、扶養控除や医療費控除、生命保険料控除によって、所得税や市県民税を減

額できる場合がありますので、ご相談ください。

なお、市県民税に関する復興増税が平成26年度から適用されます。これは、防災・減災事業の財源確保のために市県民税均等割額が年額1,000円(市民税500円、県民税500円)上乗せされるものです。

また、東日本大震災からの復興に必要な財源確保のため、復興特別所得税として平成25年分から税額×2.1%が課税されます。

※収入が遺族年金・障害年金のみで、どなたも扶養していない人は、電話での受け付けを行っています。市税務課(☎43・8117)までご連絡ください。



## 確定申告が必要な人

- 商工業、農林漁業など個人で事業を営む人や、保険の外交員など個人事業主として報酬をもらっている人
- 不動産を貸し付け、家賃や地代などの収入がある人
- 公的年金等の収入がある人：公的年金等の収入金額が400万円を超える場合、また、公的年金等の収入金額が400万円以下であっても、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合には、確定申告が必要となります。また、所得税の確定申告書の提出を要しない場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- 給与所得者で、年間給与が2千万円を超える人や、年の

- 途中で会社を退職して年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人
- 生命保険の満期などのため、積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人(1年目など)
- 医療費控除や雑損控除、寄附金控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人
- 土地・建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人(市役所では受け付けできません。税務署で申告してください)



## 申告するとき必要なもの

申告に際しては次のものを準備してください。準備されていない場合、申告を受け付けられないことがありますので、ご注意ください。

- 印鑑(認印可)
- 申告書が送られてきた人は、その申告書
- 給与、年金のある人は、源泉徴収票(源泉徴収票記載の住所と現住所が異なる場合は、住民票が必要です)
- 事業収入がある人は、収支内訳書を作成しておいてください。
- その他の収入がある人は、収入・経費が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除、旧長期損害保険料控除のある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除のある人は、国民健康保険税や任意継

- 続保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(市の国保などの健康保険組合が発行している医療費のお知らせは不可)と健康保険や生命保険などで補てんされる金額が分かるもの(事前に合計しておいてください)
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類
- 雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類
- 申告者名義の金融機関の口座番号(所得税還付の場合のみ)